

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）（令和4年9月16日時点）

山形市教育委員会

日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

今後とも、保護者の皆さまには、お子さま及びご家族の健康状態の把握、並びに感染症予防対策に対し、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 感染症予防対策について

- 毎朝、ご家庭でお子さま及びご家族の健康状態の確認と体温の測定をお願いします。
- 学校における基本的感染対策としてマスク着用（不織布マスク推奨）を原則とします。
ただし、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合には熱中症対策を優先し、状況や場面に応じて十分な身体的距離を確保しマスクを外してください。

2 お子さまの出席停止の取扱い等について

以下の(1)～(4)場合、お子さんの登校をひかえてください。なお、出席停止(欠席と扱わない)として対応いたしますので、すぐに学校に症状や理由等も含め連絡してください。

- (1)本人に風邪のような症状(発熱・のどの痛み・咳・鼻水・腹痛など)がある場合
⇒登校をひかえ、必ず受診前にかかりつけ医に電話で相談し、受診してください。
⇒新型コロナ感染の診断を受けた場合には、療養期間など、かかりつけ医の指示に従ってください。
⇒検査キットで陽性となった場合にもすぐに学校に連絡をお願いします。



- (2)お子さま及び同居家族等が感染者、濃厚接触者、PCR検査などの受検対象者となった場合
⇒すぐに学校へ連絡をお願いします。

その際、お子さまの症状や具体的な状況をお知らせください。

⇒学校が留守番電話の場合は、学校の緊急連絡先に連絡してください。

⇒ただし、同居家族及び児童生徒本人が県外出張や大会等で自主的にPCR検査等*を受けられる場合、または同居家族及び児童生徒本人が入院や人間ドックのために事前に病院等の指示でPCR検査等を受ける場合は、お子さんの登校をひかえる必要はありませんが、大事をとり自宅待機させることも可能です。その場合には出席停止（欠席と扱わない）とすることができませんので、学校にご相談ください。

*上記の場合を除く保健所や医療機関からの指示及び症状があり受ける検査や職場内等に陽性者が出たことにより受けるPCR検査等は自主的なPCR検査等ではありません。

*児童生徒の自主的なPCR検査等については、万が一を想定し結果判明までは学校内でマスクを外す機会をひかえていただきますよう、ご協力をお願いします。

- (3)お子さんで、ワクチンの接種後に発熱や倦怠感などの風邪の症状がみられるときは、無理をせず登校をひかえてください。また学校に、その旨を連絡してください。

小中学生の場合、同居家族からの感染が多い

- (4)同居家族等に風邪のような症状(発熱・のどの痛み・咳・鼻水・腹痛など)がある方がいるなど心配な状況がある場合
⇒同居家族等の状況が問題ないと判明する（コロナ感染の可能性が低いと診断される）まで
お子さんの登校をひかえてください。



⇒裏面につづきます。

3 陽性者等の療養期間や自宅待機期間の見直しに伴う対応について

		自宅療養期間 (出席停止として対応)	解除後の留意点 (学校としての対応)
陽性となった場合	症状がある方	発症日を0日とし、翌日より7日間を経過し、かつ症状軽快後24時間を経過した場合には8日目から解除可能。 ※現に入院している方、人工呼吸器等による治療を行った方、高齢者施設に入所している方は10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過するまで	8日目からは登校可能となりますが、10日目までは感染リスクがゼロではないことより、8日目から10日目にあたる期間は、学校生活においては、次のように対応します。 (1)発熱などの症状がある場合には登校を控えてください。 (2)学校生活においてはマスク着用などの感染対策にご協力ください。 (3)感染リスクが高い行動を避ける必要があることより、運動や部活動(大会等を含む)などへの参加を控えてください。 (4)感染リスクの高い場所の利用や会食は控えるようにしてください。
	症状がない方	検体採取日を0日とし、翌日より7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能。(保育園等の園児、小中学生の児童、生徒は原則7日間療養です。) ※療養期間中に症状が出た場合、その日から上記「症状がある方」が適用されます。	
同居家族について 普段から生活を共にされている同居家族は、「濃厚接触者」となります。 ※二世帯住宅で生活が分かれているなど判断に迷う場合は「陽性者健康フォローアップセンター」の相談用電話番号に問い合わせしてください。 TEL 050-5530-2138	濃厚接触者の自宅待機期間について ※症状が出た場合には、「陽性者健康フォローアップセンター」に相談してください。 (1)陽性者と隔離・感染対策ができる場合 陽性者と部屋を分け感染対策を講じた日を0日とし、翌日より5日間の自宅待機をお願いします。(保育園等の園児、小中学生の児童、生徒は原則5日間待機です。) (2)陽性者と隔離・感染対策ができない場合 小さいお子さんを看病するなど隔離できない場合は、陽性者の療養期間終了日を0日として翌日より5日間待機をお願いします。可能であれば、看病する人は1人に限定しましょう。	6日目からは登校可能となりますが、7日目までは発症リスクがゼロではないことより、6日目から7日目にあたる期間は、学校生活においては、次のように対応します。 (1)陽性者以外の家族または本人に、症状があらわれた場合には登校を控えてください。 (2)学校生活においてはマスク着用などの感染対策にご協力ください。 (3)感染リスクが高い行動を避ける必要があることより、運動や部活動(大会等を含む)などへの参加を控えてください。 (4)感染リスクの高い場所の利用や会食は控えるようにしてください。	